

# 令和7-8年度 障害者雇用企業に対する優遇制度の申請について

## 1 申請概要

障害のある人を積極的に雇用する事業所は、入札等の優遇が受けられます。  
登録を希望される事業所は、要件を御確認の上、下記により申請してください。

## 2 障害者雇用企業の要件(概要)

申請に当たっては、次の(1)~(3)の要件を満たす必要があります。

- (1) 以下に掲げる業種の本県の入札参加資格のうちいずれかを有すること。  
(複数の入札参加資格をお持ちの方は、それぞれの業種で登録申請できます)。
- ア 庁舎等管理業務
  - イ 情報システム開発等
  - ウ 森林整備工事
  - エ 建設工事
  - オ 建設関連業務委託
  - カ 物品購入等(物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格。支店、支社等で別々に入札参加資格を有する場合はそれぞれ登録が必要。)
- (2) 県内に本店、支店、営業所等の事業所を有すること。ただし、(1)カの場合は中小企業であること。
- (3) 令和7年6月1日現在の県内の事業所において、法定雇用率2.5%を達成していること(※)又は静岡県障害者就労応援団として登録されていること。  
※障害のある人を雇用する義務のない企業については、実人数で1人以上、障害のある人を雇用していること。
- 【注意】令和7年4月から除外率が各業種 10 ポイント引き下げられました。法定雇用率達成の計算に注意してください。(これまで除外率が 10%以下であった業種は除外制度の対象外となりました。)**

なお、県外に本店のある企業については、企業全体においても法定雇用率を達成していることが必要です。

## 3 申請の方法

「ふじのくに電子申請サービス」の「令和7-8年度障害者雇用企業に対する優遇制度各種手続申請」から、申請をお願いします。

申請書類は、PDF形式で提出してください。申請は随時可能です。

※やむを得ない理由により、電子申請サービスの利用が困難な場合は、裏面記載の問合せ先まで御連絡ください。

※令和7年8月1日からの登録を希望する場合には、7月11日(金)までに申請してください。

## 4 登録申請に必要な書類

(1) 障害者雇用企業登録申請書(様式第1号)

(2) 障害者雇用状況内訳書(様式第1号の2)

(3) 以下のいずれかの確認書類

① 障害のある人を雇用する義務のある企業の場合

→ ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し  
(直近の6月1日現在の雇用状況がわかるもの)

② 障害のある人を雇用する義務のない企業の場合

→ 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写し(1人分)

※プライバシー保護の観点から、必ず顔写真と障害名をマスキングした上で御提出ください。

## 5 審査結果について

審査後、審査結果通知書を送付します(7月下旬発送予定)。なお、不適格の場合には、理由を付してその旨を通知します。

登録の有効期間：令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

## 6 登録後の変更等

次の(1)～(3)の場合には変更届(様式第4号)を提出してください。

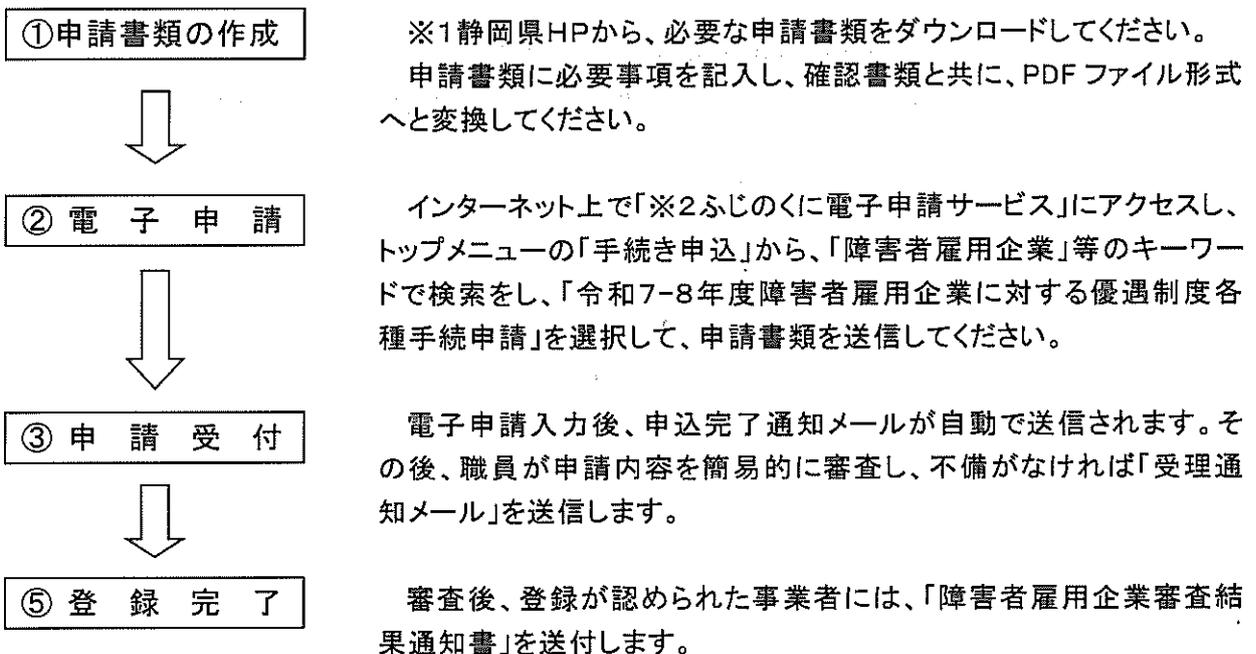
「ふじのくに電子申請サービス」の「令和7-8年度障害者雇用企業に対する優遇制度各種手続申請」から、変更の申請を行ってください。

- (1) 所在地、名称、代表者に変更があったとき。
- (2) 障害者雇用企業の要件に該当しなくなったとき。

※令和8年7月から法定雇用率が2.7%に引き上げられ、障害者雇用義務のある事業主の範囲が常用雇用労働者数37.5人以上に拡大されるため、企業によっては要件に該当しなくなる場合があります。

- (3) 登録されている業種の営業を廃止したとき、又は他の業種を登録しようとするとき。

## 7 電子申請の流れ



※1静岡県HP (「障害者雇用企業登録制度の御案内」)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/shuroshien/1040127/1026314.html>

※2ふじのくに電子申請サービス

[https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_initDisplay)

【お問合せ】〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部産業人材課 多様な人材活躍推進班

電話番号:054-221-2338 メール:sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

○ 入札優遇策（令和7年8月改定案）

業種等〔所管課〕		優遇内容
庁舎等管理業務 〔財務部総務課〕		各発注者において、庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の審査付与数値に加点する。
情報システム開発等の業務  〔企画部電子県庁課〕		少額の随意契約を始め、全ての契約に係る業者選定に当たっては、配慮すべき事業者として勘案する。  ----- 総合評価落札方式等で行う入札などで、障害者雇用に関する項目を追加し加点する。
森林整備工事 〔経済産業部森林保全課〕		治山事業で実施する森林整備工事の指名競争入札における指名業者選定において、配慮すべき企業として勘案する。
入札参加資格	建設工事 〔交通基盤部建設業課〕	令和7・8年度の建設工事入札参加資格において、総合点数への加点を行う（※）。 ※令和6年12月31日時点において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登録されている建設業者に対し加点する。
入札方式等	建設工事 〔交通基盤部建設技術監理センター〕	総合評価落札方式（価格だけでなく企業の技術提案等の内容を総合的に考慮して落札者を決定する方法）において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登録されていることを評価項目とする。
	建設工事、 建設関連業務委託 〔交通基盤部建設業課〕	指名競争入札における指名業者選定において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登録されていることを評価項目とする。
物品の購入、製造請負、 印刷等 〔出納局用度課〕		指名競争入札参加者の選定にあたり、「障害者雇用企業登録者名簿」に登録されている企業は、選定条件の全部を満たしていなくても、納入に支障がないと判断した場合には優遇により指名することができる。

